

計画作成年度	令和8年度
計画主体	山形県庄内町

# 庄内町鳥獣被害防止計画

## <連絡先>

担当部署名 山形県庄内町環境防災課  
所在地 山形県東田川郡庄内町余目字町132番地1  
電話番号 0234-43-0254  
FAX番号 0234-43-0893  
メールアドレス kankyo@town.shonai.yamagata.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ハシボソガラス、ハシブトガラス、ハクビシン、イノシシ、ツキノワグマ、カワウ、サギ類、ニホンジカ、キツネ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	山形県庄内町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度～6年度平均）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		金額	面積
ハシボソガラス ハシブトガラス	水稻	-	-
ハクビシン	果樹・野菜	-	-
イノシシ	水稻・蕎麦・孟宗 ウルイ・行者ニンニク	612千円	161a
ツキノワグマ	果樹	-	-
カワウ	アユ	-	-
サギ類	アユ・サクラマス	-	-
ニホンジカ	該当作物なし	-	-
キツネ	該当作物なし	-	-

(2) 被害の傾向

①ハシボソガラス・ハシブトガラス

田植え後の苗にいたずらをする傾向がある。また、農林水産業に係る被害以外にも、住宅街や電線下での糞害が報告されている。

②ハクビシン

ハウス侵入の被害が報告されている。また、農林水産業に係る被害以外にも、住宅地への侵入被害が報告されている。

③イノシシ

中山間地域を中心に被害情報が急増しており、水田や畑が荒らされる被害報告がされている。今後も生息数の増加と生息範囲の拡大に伴う、農作物被害の増加や人的被害の発生が懸念される。

④ツキノワグマ

中山間地域や隣接する地域で目撃件数の増加とともに果樹の農作物被害が発生している。また、中山間地域のみならず、住宅地や通学路付近でも目撃されており、農業者や地域住民の人的被害も懸念されている。

ア 目撃情報の整理（時間・場所・行動）

時 間 帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・午後（13～17時）が目撃のピーク。</li> <li>・早朝（5～8時）の活動も活発。</li> </ul>
-------	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間（18～22時）の目撃もあり、24時間リスクが存在する。</li> </ul>
出 没 場 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狩川地区が最多。次いで肝煎地区、三ヶ沢地区。</li> <li>・民家の庭、寺社境内、駅周辺など生活圏内での目撃が約3割を占める。</li> <li>・最上川・立谷沢川の堤防周辺が主要な移動ルートとなっている。</li> </ul>
行 動 ・ 環 境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防、藪、耕作放棄地を利用して移動・潜伏する。</li> <li>・集落内の庭木（柿など）や空き家敷地への侵入が見られる。</li> <li>・親子グマの出没が多く、遭遇時の危険度が高い。</li> </ul>

#### イ 地域別の特徴と主要移動ルート

区 分	主な 対象地区 (大字)	特 徴 ・ 傾 向
市街地・集落エリア (最多発生)	狩 川、 三 ヶ 沢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狩川地区は最多発生。市街地・集落内部への深入りが多い。</li> <li>・三ヶ沢では樹園地のほか、集落内や寺社周辺での目撃が目立つ。</li> </ul>
立谷沢川ルート (南北方向)	肝 煎 立 谷 沢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肝煎地内への主要侵入経路。</li> <li>・片倉集落、中島橋周辺での移動・出没が多い。</li> </ul>
最上川ルート (東西方向)	提 興 屋 清 川	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防や河川敷の茂みを隠れ蓑に利用。</li> <li>・関所付近（清川）や堤防周辺（提興屋）で出没。</li> </ul>
平野部	そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幹線道路や高規格道路を横断しての移動が確認されている。</li> </ul>

#### ウ 季節別の出没傾向（令和7年度の状況）

時期	出 没（目撃）の傾向	捕獲の傾向（件数・内訳）
5～7月 (初夏)	田畑や集落周辺に単独個体が出没し、川沿いの移動が目立つ。捕獲データでも山と集落の境界に位置する地点で複数の捕獲が確認されている。	4頭（成獣4） 捕獲地：京島、三ヶ沢、大平
8～9月 (夏～初秋)	目撃数は比較的少なく、夜間の移動が増加する傾向にあると考えられるが、三ヶ沢地区の樹園地での捕獲が多く確認されている。	8頭（成獣8） 主な捕獲地：大平（複数）、肝煎、三ヶ沢
10～11月 (秋ピーク)	冬眠前の活発な採食活動により出没が急増し、柿の収穫期とも重なるため市街地への侵入が常態化。捕獲データでも10月は年間最多を記録し、秋のピーク傾向と完全に一致している。	17頭（成獣13・幼獣4） 10月：12頭（成獣9・幼獣3） 11月：5頭（成獣4・幼獣1） 主な捕獲地：三ヶ沢、狩川楯山、瀬場、添津、生繰沢、新田

		複数幼獣の捕獲（10/19 瀬場、10/25 楯山、11/6～11/7 添津）
12月 （冬前）	冬眠前の移動により、継続して出没が見られる。	

⑤カワウ

最上川流域において、主に9月中旬から11月上旬に被害が確認されている。被害額は不明だが、カワウの飛来地として、アユ等の水産物被害が報告されている。

⑥サギ類

最上川流域及び立谷沢川下流において、主に9月中旬から10月中旬に被害が報告されている。被害額は不明だが、アユやサクラマス等の水産物被害が報告されている。

⑦ニホンジカ

現在のところ農業被害の報告はされていないが、中山間地域及び市街地における目撃事例があり、今後農作物及び人的被害の発生が懸念される。

⑧キツネ

現在のところ農業被害の報告はされていないが、町内全体で生息が確認されている。住宅街において目撃情報があり、人的・農作物被害に繋がるおそれがある。

(3) 被害の軽減目標 ※目標値は現状値の10%軽減としている。

対象鳥獣	現状値 (令和4年度～6年度平均)		目標値 (令和10年度)	
	被害金額	被害面積	被害金額	被害面積
ハシボソガラス				
ハシブトガラス	-	-	-	-
ハクビシン				
イノシシ	612千円	161a	551千円	145a
ツキノワグマ	-	-	-	-
カワウ	-	-	-	-
サギ類	-	-	-	-
ニホンジカ	-	-	-	-
キツネ	-	-	-	-

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
--	---------------	----

捕獲等に関する取組	鳥獣保護管理法に基づく有害鳥獣捕獲の実施、銃器による駆除	<p>捕獲の実施主体である鳥獣被害対策実施隊員の高齢化により、緊急捕獲等の対応が困難になってきている。</p> <p>(1) 捕獲体制の不足 有害鳥獣の出没増加に伴う緊急捕獲要請に対し、箱わな等の捕獲資機材が不足しており、迅速な対応が困難となっている。</p> <p>(2) 安全管理体制の脆弱性 捕獲従事者の安全装備が不十分であり、事故発生時のリスク管理に課題がある。</p> <p>(3) 報償費体系の不合理性 クマ等の危険を伴う捕獲業務に対する報償費が業務の危険度に見合っておらず、従事者の確保が困難となっている。</p>
防護柵の設置等に関する取組	花火、見回り・追払い、電気柵等	<p>花火や追払いについては効果が一時的であり、継続して取り組まないと効果が出にくい。</p> <p>電気柵は自己資金で対応する場合、導入コストが高く、維持管理が必要になる。</p>
生息環境管理その他の取組	有害鳥獣が生息しにくい農地環境づくりを推進するため、誘引要因となる放任果樹の除去、農地周辺の藪の刈払い等について、啓発、指導を行っている。	<p>放任果樹、耕作放棄地があり、野生鳥獣が人里近くまで出没する傾向にあるため、生息環境管理を行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・藪の刈払いや放任果樹の除去について、所有者の高齢化や所有者不明により作業が進まないケースがある。</li> <li>・緩衝帯整備のための用地確保や維持管理の負担が大きい。</li> <li>・農業者の自己対策意識の向上と、地域全体での組織的な取組が必要。</li> </ul>

#### (5) 今後の取組方針

- ①「農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、猟友会、地域住民の代表、行政機関等の関係者で構成する「庄内町鳥獣被害防止対策協議会」（平成29年度設立）において、被害防止に向けて効果的な対策を協議するとともに、有効な手段等についての情報収集を行う。
- ②「山形県ツキノワグマ管理計画」、「山形県イノシシ管理計画」及び「山形県ニホンジカ管理計画」に定める方針に基づき、適切に有害捕獲を実施する。
- ③誘引要因（生ごみ放置、野菜のとり残し、廃棄果実の放置等）の除去等について、啓発指導を徹底する。
- ④農地周辺の藪等の撤去や耕作放棄地の解消、森林の間伐や下刈り等の適正管理により有害鳥獣が近づきにくい農地環境づくりを推進する。
- ⑤電気柵、防鳥ネット等の設置を推進する。

⑥捕獲体制の強化

- ・ 狩猟免許取得経費の助成等による猟友会会員数増加のための支援
- ・ 緊急銃猟における町、鳥獣被害対策実施隊、警察署、消防署等の関係機関との情報共有及び連携体制の強化
- ・ 箱わな、囲いわな等の捕獲資機材の計画的整備
- ・ 複数地点同時発生時の優先順位判断基準の策定

⑦捕獲従事者の安全確保対策の強化

- ・ 安全装備(防護服、通信機器等)の充実
- ・ 傷害保険への加入促進及び補償内容の充実
- ・ 講習会への参加による技術の向上

⑧捕獲報償費の適正化

- ・ 危険度(クマ等)に応じた適正な報償費の設定
- ・ 緊急対応・夜間対応への加算制度の導入
- ・ 若手従事者確保のための処遇改善

⑨生息環境管理の強化

- ・ 農地周辺の藪の計画的な刈払いを実施し、鳥獣の隠れ場所を除去
- ・ 放任果樹(特にカキ、クリ等)の伐採・除去を重点的に推進
- ・ 緩衝帯の設置を推進し、森林と農地の境界部の環境整備を実施
- ・ 地域住民、農業協同組合、森林組合と連携した組織的な取組を実施

⑩ICT・GIS等の技術活用

- ・ GPS機能付きセンサーカメラによる出没状況のモニタリング
- ・ ICT機器(スマートトラップ等)の導入検討

⑪住民の理解促進

- ・ 広報誌、ホームページ等を活用した継続的な情報発信
- ・ 鳥獣の生態及び被害防止対策に関する研修会・講習会の開催
- ・ 環境整備の必要性及び効果についての周知徹底

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

山形県猟友会庄内町支部	町内各地域からの依頼に基づき、有害鳥獣の追い払いや捕獲活動を行う。
庄内町鳥獣被害対策実施隊	山形県猟友会庄内町支部と連携協力し、有害鳥獣の捕獲を行う。なお、対象鳥獣捕獲員については、当該猟友会会員等の中から、捕獲等に積極的に取り組むことが見込まれる狩猟免許所持者を任命する。 有害鳥獣の追い払いや捕獲、わなの見回り、捕獲個体の搬出、住民からの通報対応など、捕獲活動全般を実施する。 対象鳥獣の捕獲を実施する上で、鳥獣被害対策実施隊員が大型獣(イノシシ、ツキノワグマ等)を捕獲する場

	合には、大型獣の安全かつ確実な捕獲のため、ライフル銃及び特定ライフル銃を所持して実施する必要がある。
--	--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年	ハシボソガラス ハシブトガラス ハクビシン イノシシ ツキノワグマ カワウ サギ類 ニホンジカ キツネ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 猟友会の協力による捕獲の実施</li> <li>・ 銃器による捕獲活動の実施</li> <li>・ 捕獲用箱わなを活用した捕獲活動の実施</li> <li>・ 現地調査による情報の収集</li> <li>・ 研修会の参加による技術情報の収集</li> <li>・ 狩猟免許取得経費の助成による担い手の確保</li> <li>・ 捕獲資機材の計画的整備</li> <li>・ 緊急銃猟に向けた体制の強化</li> <li>・ 危険度に応じた適正な捕獲報償費の設定</li> <li>・ 安全装備の充実及び傷害保険への加入促進</li> <li>・ ICT 機器の導入検討</li> </ul>
令和9年		同上
令和10年		同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山形県鳥獣保護管理事業計画、山形県第二種特定鳥獣管理計画に基づいて設定し、被害状況に応じた捕獲を行う。</li> <li>・ ハシボソガラス・ハシブトガラスについては、生息状況や被害状況を踏まえて捕獲頭数を設定する。</li> <li>・ ハクビシンについては、目撃情報や被害件数を踏まえて捕獲頭数を設定する。</li> <li>・ イノシシについては、山形県イノシシ管理計画に基づき、適切に捕獲を行う。捕獲頭数は目撃情報や被害件数を踏まえて設定する。</li> <li>・ ツキノワグマについては「山形県ツキノワグマ管理計画」に準じ、捕獲頭数を設定する。</li> <li>・ カワウについては、安全性を考慮して銃猟を行わず、追払いを中心とした対策とすることから、捕獲頭数を設定しない。</li> <li>・ サギ類については、安全性を考慮して追払いを中心とした対策とするが安全性の保たれた場所においては銃猟による捕獲を行う。</li> <li>・ ニホンジカについては、山形県ニホンジカ管理計画に基づき、適切に捕獲を行う。現在のところ農業被害は確認されていないが、住宅地周辺において目撃情報があり、人的被害に繋がる恐れがあることから、目撃情報を踏まえて捕獲頭数を設定する。</li> <li>・ キツネについては、現在のところ農業被害は報告されていないが、住宅街においても目撃情報があるため、目撃情報を踏まえて捕獲頭数を設定する。</li> </ul>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ハシボソガラス・ハシブトガラス	50羽	50羽	50羽
ハクビシン	10頭	10頭	10頭
イノシシ	50頭	50頭	50頭
ツキノワグマ	山形県ツキノワグマ管理計画に基づき捕獲を行う		
ニホンジカ	5頭	5頭	5頭
キツネ	3頭	3頭	3頭

捕獲等の取組内容
<p>① カラス類（ハシボソガラス・ハシブトガラス）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・銃器、箱わな及び網による捕獲を実施する。</li> <li>・農作物被害が多い地域では、作物の栽培時期に合わせて銃器又は花火による追払いを行う。</li> <li>・生活環境被害が発生する市街地等では、鷹による追払いのほか、箱わなや網による捕獲を実施する。</li> </ul> <p>② ハクビシン・キツネ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作物の生育状況や被害状況に応じ、わなによる加害個体の捕獲を実施する。</li> </ul> <p>③ イノシシ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山形県イノシシ管理計画に基づき、年間を通じて銃器、箱わな、くくりわなによる有害捕獲を実施する。</li> </ul> <p>④ ツキノワグマ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年、町内ではクマの出没が相次ぎ、集落内・生活圏での目撃が急増している。</li> <li>・住民の安全確保のため、緊急的な捕獲対応が必要となる事例が増加している。</li> <li>・山形県ツキノワグマ管理計画に基づき、4～5月中旬頃までに、銃器による春季捕獲を実施し、個体数調整強化を図る。</li> <li>・農作物被害が発生した場合、または住家付近に出没し、人的被害が発生する恐れがある場合、箱わなによる捕獲を行う。特に市街地に出没し、必要な条件を満たしている場合は関係機関との連携のもと緊急銃猟による捕獲を行う。</li> <li>・錯誤捕獲の防止に十分留意し、安全確保を最優先に実施する。</li> </ul> <p>⑤ ニホンジカ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・銃器、箱わなによる捕獲を実施する。</li> </ul>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>近年、町内ではクマの出没が相次ぎ、集落内や生活圏での目撃が急増している。特に秋季には柿の木や藪などの誘引要因が残る区域での出没が多発し、住民の安全確保が喫緊の課題となっている。</p> <p>このため、大型獣（イノシシ、ツキノワグマ等）の迅速かつ確実な捕獲が必要となる場面では、射程距離と命中精度に優れるライフル銃による捕獲が有効な手段となる。</p>

鳥獣被害対策実施隊員は、安全対策を最優先に、生息環境管理や防護柵整備とあわせて総合的な対策の一環として捕獲を実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
庄内町全域	ハクビシン

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	電気柵 3,610m (県事業)	電気柵 3,500m (県事業)	電気柵 3,500m (県事業)

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	R8年度	R9年度	R10年度
ハシボソガラス ハシブトガラス ハクビシン イノシシ ツキノワグマ カワウ サギ類 ニホンジカ キツネ	①電気柵、侵入防止柵の設置者に対し、安全講習会を実施する。 ②柵周辺の雑草の除去について呼びかけを行う。	同左	同左

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	ハシボソガラス ハシブトガラス ハクビシン イノシシ ツキノワグマ カワウ サギ類 ニホンジカ キツネ	①緩衝帯の整備及び鳥獣の隠れ場所となる藪の刈払いの推進 ・農地周辺の藪を定期的に刈払い ・緩衝帯の整備を推進 ②耕作放棄地の解消を図り、対象鳥獣が近づきにくい環境づくりを行う。 ③放任果樹（不要果樹）の伐採・除去の徹底 ・カキ、クリ等の放任果樹の伐採・除去 ・所有者不明の果樹についても、関係者と調整し除去を推進 ④誘引要因除去の啓発・指導
令和9年度		①緩衝帯の整備及び藪の刈払いの推進

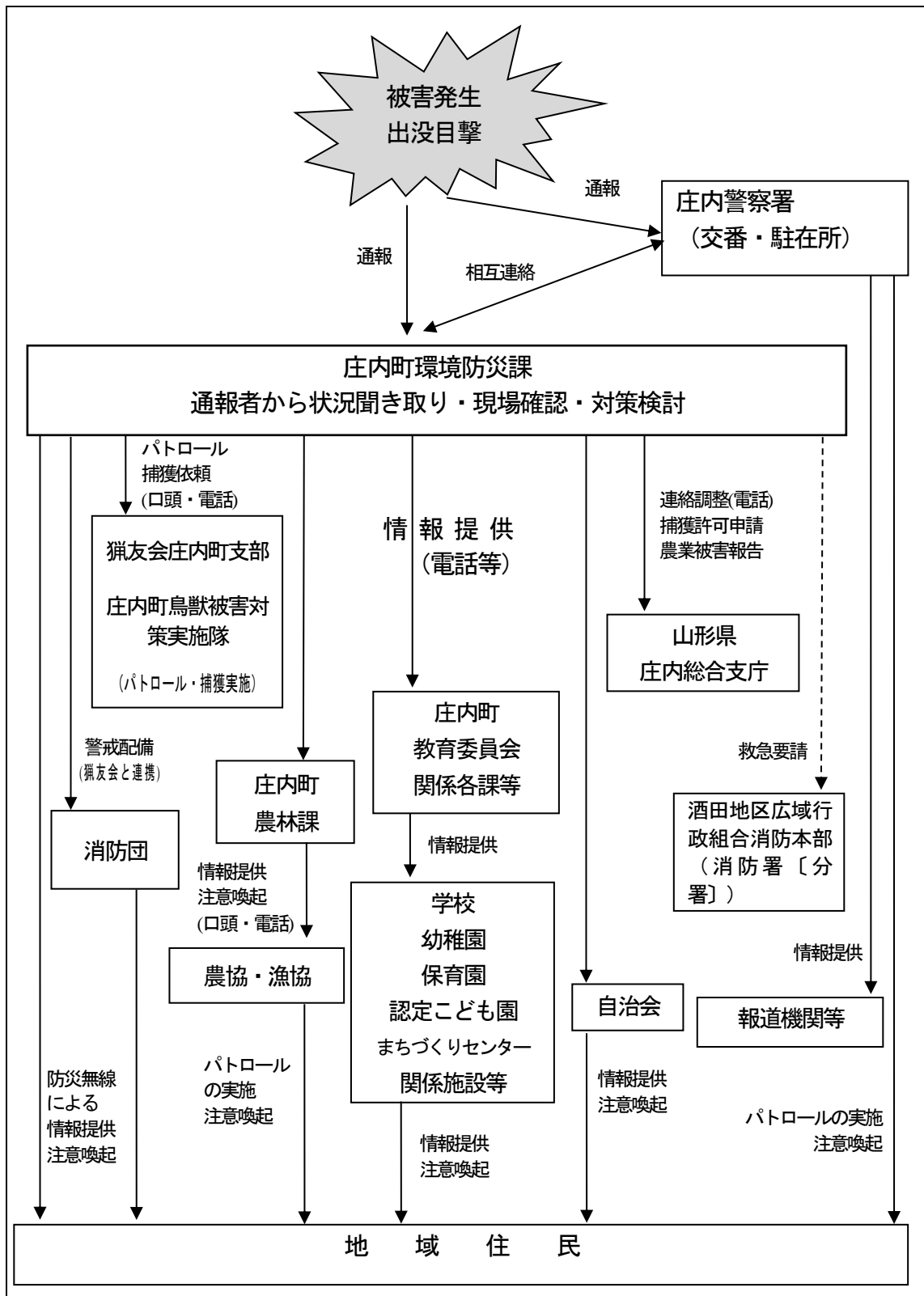
	②耕作放棄地の解消を図り、対象鳥獣が近づきにくい環境づくりを行う。 ③放任果樹（不要果樹）の伐採の継続 ④誘引要因除去の啓発・指導の継続 ⑤被害防止技術の導入 ・ICT 機器（センサーカメラ、スマートトラップ等）の導入検討
令和10年度	①緩衝帯の整備及び藪の刈払いの推進 ②耕作放棄地の解消を図り、対象鳥獣が近づきにくい環境づくりを行う。 ③放任果樹（不要果樹）の伐採の継続 ④誘引要因除去の啓発・指導の継続

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割	
	平常時	緊急時
自治会長会	被害情報の収集・提供等	住民への注意喚起等
山形県猟友会庄内町支部	鳥獣の捕獲、被害対策等	追払いや捕獲等の実施、警察官職務執行法に基づく銃器使用による捕獲協力等
庄内警察署	被害状況の情報提供等	警察官職務執行法に基づく銃器使用の助言及び命令、住民への注意喚起等
酒田地区広域行政組合消防本部	被害状況の情報提供等	負傷者の応急処置、住民への注意喚起等
山形県庄内総合支庁	捕獲許可、適切な捕獲指導に関すること	捕獲許可、関係機関との連携・支援等
庄内町	鳥獣による被害対策、関係機関との連絡調整等	有害鳥獣捕獲許可申請、被害情報の収集、被害対策の検討、住民への注意喚起、関係機関との連絡等

(2) 緊急時の連絡体制



## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲個体については、焼却、埋設、自家消費等により適切に処理する。

## 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

### (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	なし
ペットフード	なし
皮革	なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	なし

### (2) 処理加工施設の取組

近隣地域においてジビエ食肉加工処理施設が整備されつつある状況を踏まえ、衛生管理基準や感染症の発生状況を確認しながら、活用の可能性について慎重に検討する。

### (3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

現状では、捕獲個体の食品利用、ペットフード利用、皮革利用等の有効活用に向けた人材育成の取組は実施していない。

しかし、今後の利活用の可能性を見据え、以下の点について必要に応じて検討を進める。

#### ①処理加工に携わる者の資質向上

・食肉処理に必要な衛生管理基準や解体技術に関する研修の情報収集を行い、地域の状況に応じて受講機会の確保を検討する。

#### ②捕獲から搬入までの衛生管理に関する知識の習得

・捕獲個体の取り扱い、搬送、保冷等に関する衛生管理の基礎知識について、関係者への周知や学習機会の確保を検討する。

#### ③利活用に向けた体制整備の可能性検討

・近隣地域におけるジビエ利用の動向や衛生管理体制を踏まえ、町内での利活用に必要となる技術者・担い手の育成の必要性を慎重に検討する。

現時点では、具体的な加工施設整備や人材育成の計画はないが、捕獲頭数の推移や衛生・感染症リスク等を踏まえながら、将来的な利活用に向けた検討を継続する。

## 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	庄内町鳥獣被害防止対策協議会 (平成29年度設立)
--------	------------------------------

構成機関の名称	役割
庄内たがわ農業協同組合	農業者被害情報の収集・提供
余目町農業協同組合	農業者被害情報の収集・提供
庄内町生産組合連絡協議会	農業者被害情報の収集・提供
山形県猟友会庄内町支部	被害対策の調査、検討、実施
最上川第八漁業協同組合	被害対策の調査、検討、実施
出羽庄内森林組合	被害対策の調査、検討、実施
被害地域住民代表	被害対策の調査、検討、実施
山形県農業共済組合	被害情報の把握・広域被害情報の提供
庄内警察署	銃器等の取扱い指導、助言
酒田地区広域行政組合消防本部	被害情報の提供
技術指導者（山形県庄内総合支庁農業技術普及課）	被害対策アドバイス等
山形県庄内総合支庁	被害対策アドバイス等
庄内町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣の捕獲、被害対策の実施等
庄内町	連絡調整等

## （２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
庄内警察署	(緊急時) 避難誘導、交通規制、住民の安否確認等 (平常時) 被害情報の収集・提供、住民への注意喚起
山形県猟友会庄内町支部	(緊急時) 現場における被害状況調査、追払い、捕獲等 (平常時) 被害対策の検討・捕獲等の助言や実施
地域自治会	(緊急時) 避難誘導、住民の安否確認等 (平常時) 被害情報の収集・提供、注意喚起
山形県庄内総合支庁	(緊急時) 関係機関との連絡・調整、緊急捕獲の支援等 (平常時) 被害対策の指導等
庄内町	(緊急時) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁内における対応体制の強化（必要に応じて対策会議等を設置）</li> <li>・ 山形県への有害捕獲申請および許可手続の実施</li> <li>・ 鳥獣被害対策実施隊との連携による緊急捕獲体制の確保</li> <li>・ 住民の安全確認、注意喚起、情報提供</li> <li>・ 必要に応じた避難の呼びかけ等、安全確保措置の実施</li> <li>・ 警察、消防、県など関係機関との連携</li> </ul> (平常時) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出没・被害情報の収集、現地確認、状況把握</li> <li>・ 被害対策（捕獲、防護柵、生息環境管理）の検討・実施</li> <li>・ 鳥獣被害対策実施隊との連携調整</li> <li>・ 県、警察、農業団体等の関係機関との情報共有・連絡調整</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民への注意喚起、予防対策の周知</li> <li>・不要果樹伐採や藪刈りなど、生息環境管理の推進</li> </ul>
--	--

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>庄内町では、近年のクマを中心とした鳥獣の出没増加や農作物被害の発生状況を踏まえ、迅速かつ的確な被害防止対策を実施するため、鳥獣被害対策実施隊を設置している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 実施隊の役割 <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害鳥獣の捕獲（銃器、わな等による捕獲）</li> <li>・緊急時の出没対応（現地確認、追い払い、緊急捕獲）</li> <li>・被害発生現場の調査および状況把握</li> <li>・防護柵設置や生息環境管理（不要果樹伐採、藪刈り等）に関する助言</li> <li>・住民への注意喚起や安全確保に関する支援</li> </ul> </li> <li>2. 実施隊の規模・構成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・構成：町内の有害鳥獣捕獲許可を有する狩猟者、農林業関係者、地域住民等で構成</li> <li>・規模：26名（銃器使用者15名、わな猟免許保持者20名）</li> <li>・必要に応じて、警察、消防、県等と連携して対応する体制を整備</li> </ul> </li> <li>3. 多様な人材の活用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の狩猟者を中心に、農業者や地域住民の協力を得ながら活動を実施</li> <li>・わな設置や見回り等について、地域住民の協力体制を確保</li> <li>・安全管理や衛生管理に関する研修の受講機会を確保し、隊員の資質向上を図る</li> </ul> </li> <li>4. 実施体制 <ul style="list-style-type: none"> <li>・町（環境防災課等）が事務局となり、出没情報の収集、県への捕獲申請、隊員への出動要請、関係機関との連絡調整を行う。</li> <li>・緊急時には、庁内で対応体制を強化し、実施隊と連携して迅速に対応する。</li> </ul> </li> </ol>
---

### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<p>庄内町では、将来的に安定した被害防止対策を継続するため、行政・地域・実施隊が連携した体制の維持・強化を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 企画・調整人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の被害状況を把握し、生息環境管理や捕獲対策を企画・調整できる人材の確保・育成に努める。</li> </ul> </li> <li>2. 現場対応人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣被害対策実施隊を中心に、捕獲、安全管理、わな設置等の技術向上を図る。</li> <li>・地域住民にも見回りや環境管理に関する基礎的な知識を普及する。</li> </ul> </li> <li>3. 行政と地域の連携体制 <ul style="list-style-type: none"> <li>・町が事務局となり、県・警察・消防・農業団体等と連携し、平常時から情報共有と対策検討を行う。</li> <li>・緊急時には迅速に対応できる体制を確保する。</li> </ul> </li> <li>4. 将来の体制整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲に偏らず、生息環境管理を中心とした持続的な対策体制を構築する。</li> <li>・担い手不足に対応するため、地域ぐるみの協力体制を強化する。</li> </ul> </li> </ol>
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣市町村と連携し、広域的な被害防止対策を推進する。関係機関との連携を強化し、各種情報を取り入れ被害防止対策を実施する。